特別委員会規程の概要

- 特別委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
- 特別委員会の委員は3名とし、当社の業務執行を行なう経営陣から独立し、当社の社外取締役または社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者の中から、取締役会の決議により選任される。その職務を行なうに際しては、善良なる管理者の注意義務を負う。
- 特別委員会の委員の任期は、取締役会の決議により定める。
- 特別委員会は、取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、原則として以下の各号に記載された事項について 決定し、その決定の内容をその理由を付して取締役会に勧告する。なお、特別委員会の委員は、当該決定にあた っては、当社の企業価値および株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行なうことを要し、自らまたは 当社取締役の個人的利益を図ることを目的としては行なわない。
 - 1. 本方針の対象となる大規模買付行為の認定
 - 2. 本方針に基づく新株予約権の発行 (無償割当を含む) または不発行
 - 3. 本方針に基づくその他の対抗措置の発動または不発動
 - 4. 本方針の見直し・廃止
 - 5. その他本方針に関連し、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
- 特別委員会は、各特別委員会委員および代表取締役社長が招集する。
- 特別委員会の決議は、原則として特別利害関係者を除く特別委員会の全委員が出席し、その過半数をもって行なう。但し、特別委員会の全員が出席できない場合には、特別委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行なうことができる。
- •特別委員会は、適切な判断を確保するために、決議を行なうに際して必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者(財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む)の助言を得たり、当社の取締役、監査役、従業員等に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりすることができる。
- 特別委員会は、必要に応じて取締役会への勧告内容を開示する。

(別紙2)

特別委員会委員の氏名および略歴

本年6月1日現在の特別委員会の委員は、当社社外取締役の吉田政雄氏および前田正史氏ならびに当社社外監査役の伊丹敬之氏の3名です。吉田政雄氏および前田正史氏の略歴につきましては、第2号議案をご覧ください。また、伊丹敬之氏の略歴は、次のとおりです。いずれの委員も、株式会社東京証券取引所等が定める独立役員の要件および当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしております。

なお、前田正史氏は本年6月23日をもって特別委員会委員を退任する予定であり、後任の委員には佐長功氏が就任する予定であります。佐長功氏の略歴は第3号議案をご覧ください。佐長功氏は、株式会社東京証券取引所等が定める独立役員の要件および当社が定める「社外役員独立性基準」を満たす社外監査役候補者であります。

伊丹 敬之(いたみひろゆき)

[略歴]

昭和20年 3月16日生まれ

昭和60年 4月 一橋大学商学部教授

平成 6年 4月 同大学商学部長

平成20年 4月 東京理科大学総合科学技術経営研究科

(現イノベーション研究科) 教授

〔重要な兼職の状況〕

株式会社商船三井社外監査役

平成20年10月 同大学イノベーション研究科研究科長 平成22年 6月 当社監査役(現任)

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社新株予約権の要項

I. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容および数

株主に割り当てる新株予約権(以下、個別にまたは総称して「新株予約権」という。)の内容は下記Ⅱ.記載 の事項を含むものとし、新株予約権の数は、新株予約権無償割当てに関する取締役会決議(以下「新株予約権 無償割当て決議」という。)において当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数か ら当社普通株式の発行済株式(当社の所有する当社普通株式を除く。)の総数を減じた株式の数を上限として、 新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。取締役会は、割当総数がこの上限を 超えない範囲で、複数回にわたり新株予約権の割当てを行なうことがある。

(2) 割当対象株主

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める一定の日における当社の最終の株主名簿に記 録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り 当てる。

(3) 新株予約権無償割当ての効力発生日 新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

Ⅱ. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、新株予約 権無償割当て決議において当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通 株式の発行済株式(当社の所有する当社普通株式を除く。)の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権 1個の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は、新株予約権無償割当て決議において当社取締 役会が別途定める数とする。但し、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、対象 株式数に次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後対象株式数=調整前対象株式数×株式分割または株式併合の比率

- (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - 1) 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額(下記2)に定義される。) に対象株式数を乗じた価額とする。
 - 2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額(以下「行使価額」という。)は、 1円以上で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める金額とする。

株主総会参考書類

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。)とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。但し、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使の条件

1) 特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為を行なう者のうち、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除いた者(以下「大規模買付者」という。)およびその関連者(以下、大規模買付者およびその関連者を併せて「非適格者」という。)は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- ①特定株主グループとは、(i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。)、または(ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行なわれるものを含む。)を行なう者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。)をいう。
- ②議決権割合とは、(i)特定株主グループが、①の(i)の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいう。)も計算上考慮されるものとする。)、または(ii)特定株主グループが、①の(ii)の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行なう者およびその特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。)の合計をいう。議決権割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいう。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいう。)は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとする。
- ③ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。
- 2) 上記1) にかかわらず、下記①ないし④の各号に記載される者は、大規模買付者に該当しないものとする。
 - ①当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。)または当社の関連会社(同規則第8条第5項に定義される。)
 - ②当社を支配する意図がなく上記1) に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記1) に記載する要件に該当することになった後10日間(但し、当社

取締役会はかかる期間を延長することができる。)以内にその保有する当社の株券等を処分等すること により上記1) に記載する要件に該当しなくなったと当社取締役会が認めた者

- ③当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記1) ① (i) に記
- 載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者(但し、その後、自己の意思 により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。) ④その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値および株主共同の利益に反しないと当
- **社取締役会が認めた者(非適格者に該当する旨当社取締役会が一旦認めたものの、後日当社の企業価** 値および株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を含み、また、一定の条件の下に当社 の企業価値および株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされ
- ている場合に限る。) 3)適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、(i)所 定の手続の履行もしくは(ji)所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。)の充足、 または(iii)その双方(以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。)が必要とされる場合には、当該 管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行または充足されたと当社取締役会が認
 - めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合に は新株予約権を行使することができないものとする。但し、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を 行使させるに際し当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当 社取締役会としてこれを履行または充足する義務は負わないものとする。また、当該管轄地域に所在す る者に新株予約権の行使をさせることが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者 は、新株予約権を行使することができない。

4) 上記3) にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i) 自らが米国1933年証券法ルール501 (a)

- に定義する適格投資家(accredited investor)であることを表明、保証し、かつ(ji)その有する新 株予約権の行使の結果取得する当社株式の転売は東京証券取引所または名古屋証券取引所における普通 取引(但し、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行なわないものとする。)によってのみこれ を行なうことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に 限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要 とされる米国1933年証券法レギュレーションDおよび米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行ま たは充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記
- 取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができない。 5) 新株予約権者は、当社に対し、非適格者に該当せず、かつ、非適格者に該当する者のために行使しよう としている者ではないこと、および新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補 僧条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に 限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(i)および(ii)を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社

6) 新株予約権を有する者が本(4) 項の規定に従い新株予約権を行使することができない場合であっても、 当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

株主総会参考書類

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金 新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に 従い算出される資本金等増加限度額全額とし、資本準備金は増加しないものとする。

(6) 新株予約権の譲渡制限

- 1) 新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
- 2) 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(4) 項3) および4) の規定により新株予約権を行使することができない者(非適格者を除く。)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。
 - ①当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部または一部の譲渡による取得に関し、譲渡人および譲受人が作成し署名または記名捺印した差入書(下記②ないし④に関する表明・保証条項、補償条項その他当社が定める誓約事項を含む。)が提出されているか否か
 - ②譲渡人および譲受人が非適格者に該当しないことが明らかか否か
 - ③譲受人が当該管轄地域に所在せず、当該管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者では ないことが明らかか否か
 - ④譲受人が非適格者のために譲受しようとしている者でないことが明らかか否か

(7) 当社による新株予約権の取得

- 1) 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
- 2) 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者および取得がなされる日までに当社所定の書式による書面(非適格者に該当せず、かつ、交付される株式を非適格者に該当する者のために保有しようとしている者ではないこと等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項の誓約を含む。)を提出しない者(但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。)以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し(その一部の取得は認められない。)、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合(但し、かかる取締役会の認定にあたり、当社は、本2)前段に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。)には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。
- (8) 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換、および株式移転の場合の新株予約権の交付

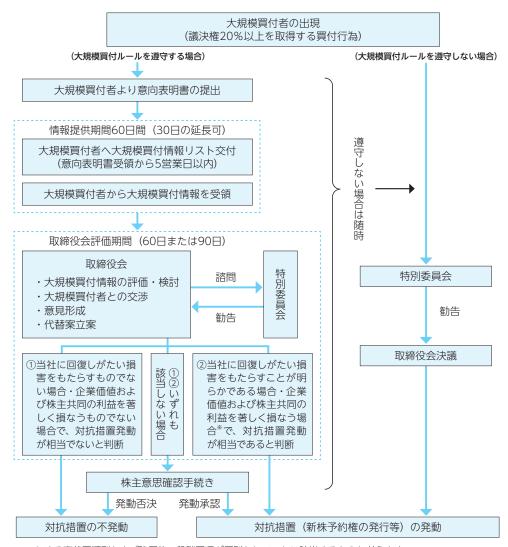
新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める。

- (9) 新株予約権証券の発行 新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
- (10) 新株予約権の行使請求受付場所 新株予約権無償割当て決議を行なう当社取締役会において決定される行使請求受付場所
- (11) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき払込取扱金融機関 新株予約権無償割当て決議を行なう当社取締役会において決定される払込取扱金融機関
- (12) 新株予約権者に対する通知等
 - 1) 新株予約権者に対する通知は、新株予約権原簿に記載された新株予約権者の住所宛に書面により行なうものとし、かかる通知は通常到達すべかりし時に到達したものとみなす。
 - 2) 承諾については、新株予約権者に、その承諾を求める通知が到達したとみなされた日から14日以内に、 新株予約権者により書面にて当社に対して別段の意思表示がなされない場合には、当社は新株予約権者 がこれに承諾したものとみなすことができる。
- (13) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成29年6月1日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

(ご参考)

「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針」のフローチャート



※いわゆる高裁四類型および強圧的二段階買収が原則としてこれに該当するものと考えます。

上記フローチャートは、あくまで本方針の内容を分かりやすく説明するためのご参考資料として作成したものであり、本方針の詳細については、「4. 本方針の内容」をご参照下さい。